

自治会（町内会）の合併について

出雲市総合政策部自治振興課

出雲市には、令和6年4月1日現在で2,308の自治会があり、1自治会当たり平均世帯数は16世帯となっています。10世帯未満の小規模な自治会も全体の4分の1以上あり、高齢化が進むことで、役員がすぐに回ってきたり、共同作業が難しくなるなど、自治会運営が難しくなってきたところもあります。

今後も良好な地域コミュニティを維持していくためには、自治会の規模を大きくするため、隣接する自治会同士が合併することも有効な手段の一つであると考えられます。全ての地域で可能かどうかは分かりませんが、市内でも、複数の自治会が合併する事例が出てきています。

自治会の合併について検討ができるよう、実践例とポイントをあげてみました。

1. 自治会合併のメリット

- ・役員や活動の担い手が確保できる
- ・会費収入が増えて財源が安定する
- ・多様な活動が可能になり、参加者が増える
- ・地域のつながりが広がり、災害時の助け合いがしやすくなる



2. 自治会合併のデメリット

- ・住民同士の顔が見えにくくなるのでは？
⇒対応例：班体制で連絡・調整を図る（デジタルツールの活用も）
- ・運営する人の負担が増すのでは？
⇒対応例：役員間の連携、補助スタッフなど多様な担い手の確保を図る

3. 整理・確認する事項の例

- ・合併の方式と合併日
- ・名称と区域
- ・役員体制や業務
- ・班や内部組織（子ども会、老人会など）の編成
- ・会費の金額や集金方法、集金時期
- ・行事や慣習事項（神社、伝統行事などを含む）の内容や開催方法
- ・会計（双方の自治会にとって適正な会計処理となるように）
- ・財産（積立金、集会所、備品、ごみ集積場など）の管理方法
- ・規約（法人化しない場合は、必須ではない）
- ・認可地縁団体の合併（合併する自治会のうちに認可地縁団体がある場合）
⇒市へ事前に相談を

4. 自治会合併の手続き

1. 隣接自治会への合併打診

自治会の役員会などで合併について検討します。検討の段階で、会員の意向を把握できるとよいです。その後の円滑な手続きにつなげるため、連合町内会（区）や地区などに事前に相談する方法もあります。

隣接自治会への打診後、それぞれの自治会で、合併の目的や計画を会員と共有し、整理・確認する事項について十分に協議します。それぞれの自治会から数名ずつ集まり、協議会やプロジェクトチームをつくる方法もあります。

＜参考＞

自治会の合併には、自治会同士が合併して新たな自治会を設立する形（新設合併）と、自治会が自治会を吸収する形（吸収合併）があります。吸収合併の場合、吸収される側の自治会は解散となり、受け入れる側の自治会は組織変更となります。

ポイント！

お互いに日頃から顔が見える関係づくりを

協議の中で意見が対立することは十分に考えられますが、日頃からの意思疎通ができるれば、互いの状況を理解し合って、条件面で譲り合ったり、落としどころを見つけたりすることができます。

2. 合併の協議

(1) 協議書の作成

協議した調整事項を記載した合意書（案）を作成し、それぞれの自治会の構成員に合併の条件を確認してもらいます（説明会を開催するとなお良い）。それを受け、合意書（案）を最終調整します。

(2) 総会での決議

【新設合併の場合】

- ・それぞれの自治会で合意書（案）の承認決議と、合併決議を行った後、合意書を締結します。

【吸収合併の場合】

- ・吸収される側の自治会で合意書（案）の承認決議と解散決議を行い、受け入れる側の自治会で合意書（案）の承認決議と合併決議を行った後、合意書を締結します。
- ・受け入れ側の自治会の総会では、必要に応じて規約変更等の対応を行い、解散した自治会の構成員の受け入れを行います。

ポイント！

運営の慣行やルールなど、全てが一致するケースは極めて稀

新自治会をすぐにでも発足させようとすると、話し合いが進まなくなったり、協議が不十分なために、合併後に運営に支障をきたすこともあります。お互いの自治会員の考え方や想いを拾い、あらゆる物事について合併後のイメージを共有していくよう、時間をかけてじっくり話し合いましょう。その間は両自治会の親睦を深めるなど、合併に向けた機運を高めましょう。

ポイント！

住民への説明は丁寧に

合併協議は、双方の自治会の役員などの少人数で行うことが望ましいですが、全ての住民の賛成を得ることは難しくても、その都度経過説明を行い、進捗状況を定期的に報告するなど、十分な周知と意見を述べる機会を持ちましょう。

協議では、初回から細部を詰めていくのではなく、決めることを大まかに確認する程度から始め、分担してたたき台となる資料を準備するなど、協議がスムーズに進むよう工夫しましょう。

3. 新自治会の発足

合併協議が終わったら、合意書に基づき説明会を開催したりして、説明の機会を設けましょう。そして、設立総会に向けて、規約案、事業計画書、予算案等を盛り込んだ議案書を作成します。

新たな自治会において設立総会を開催し、規約についての決議を行います。総会が終わったら、新自治会の発足です。地区（コミセン）を通して市へ、自治会の合併について報告します。

ポイント

合併後の自治会運営について

合併時に様々な点を協議していたとしても、なかなか予定通りにスムーズにいくものではありません。少なくとも最初の1年は常に運営状況のチェックを行い、持続的に運営できる体制づくりをめざしましょう。

合併による成果を小さなことでも積み上げていくことが大事なので、総会や役員会などで良かった点を話し合い、それを構成員に広報するなど、新しい自治会運営を盛り上げていきましょう。

合併内容の協議事項

項目	内 容	備 考
合併の目的	<p>自治会は、地域住民にとって重要な活動を行っており、必要不可欠な存在である一方、役員の高齢化や活動の担い手不足、加入率の減少などのほか、地域住民による自治会活動への理解不足が課題であり、現行のままの体制を維持していくことが困難となっている。</p> <p>この度の自治会合併は、活動におけるスケールメリットや新たな体制を構築することのほか、合併を機に地域住民に自治会活動の理解を促進することで、担い手確保の一助となり、持続可能な運営を構築することを目的とする。</p>	
合併後の体制		
規 約	基本的には、〇〇自治会の規約を継承	規約（案）の作成
会 費	現行どおり月額300円 ※準会員など新たな枠組みの検討	
役員体制	<p>新たな役員体制として、〇〇自治会の会長を副会長に、〇〇自治会の副会長を相談役とする。</p> <p>〇〇自治会の現行役員も、可能な限り班長等として協力する。</p>	<u>役員名簿の作成</u> • 相談役、班長等
区割り	〇〇自治会は、3班を2班に整理してから、〇〇自治会の6班から7班に組み込む。	



自治会合併合意書

○○自治会（以下「甲」という。）と○○自治会（以下「乙」という。）は、甲と乙の自治会合併（以下「本件合併」という。）について、本件合併協議をもって、お互いの認識を確認し、円満に合併するため、以下のとおり合意する。

（目的）

第1条　自治会は、地域住民にとって重要な活動を行っており、その存在は必要不可欠なものである一方、加入数が減少しているほか、高齢化が進み役員のなり手や活動の担い手が不足している状況にあり、従来の体制を維持していくことが困難となっている。本件合併は、新たな体制を構築することで活動におけるスケールメリットや課題解決の一助となるほか、本件合併を機に、地域住民に対する自治会活動への理解を促進することで担い手確保を図るなど、持続可能な運営体制を構築する。

（合併方法）

第2条　甲および乙は合併し、甲は存続し、乙は解散する。

（名称）

第3条　自治会名は、○○自治会とする。

（合併日）

第4条　本件合併日は、（元号）○○年○○月○○日を目途とする。

（新体制）

第5条　新体制の内容は、基本、従来の甲の体制を継承することとし、甲は、体制の維持と新たに増える地域（乙の地域）を包括する。乙は、甲の従来の体制に則り、可能な限り準拠する方向で協議する。

2　新体制の内容は、次に掲げる項目とする。

一　会則は、甲のものを継承する。ただし、本件合併に伴い必要とされる項目の追加は妨げない。

二　会費は、一世帯月額○○○円とする。

三　区域は、○○町○○番地から○○まで、○○番地及び○○番地までの区域とする。

四　班割は、○班から○班までとする。なお、班割の境界線は、○○自治会略図をもって示す。

五　役員体制は、甲の現行役員に、乙の現行役員を以下のとおり加える。また、乙の各事業部長等の役員は、可能な限り、甲の事業部副部長等として協力する。

（1）乙の会長は、甲の副会長に就任する。

（2）乙の副会長は、○○班から○○班までの相談役に就任する。

（3）○○班から○○班までの班長は、乙により別途調整する。

六 財産は、乙が（元号）〇〇年度内に実施する各種事業が終了後、全ての権利、義務や財産を甲に継承する。

（事業内容）

第6条 事業内容については、負担の少ない持続可能なものとするため、甲および乙の既存事業を精査し、見直しを検討する。

（合併周知）

第7条 本件合併が円滑に進むよう会員へ出来る限りの情報提供を実施するほか、地域住民による自治会への認識を高めるためのイベント等を立案し、効果的な周知を図ることとする。

（関係書類）

第8条 自治会運営に係る乙の関係書類は、書類内容の説明とともに甲に引継ぎ、甲で保管するものとし、一定期間の間、関係書類の内容に関する甲からの質問等は、乙の役員等が対応する。

（問い合わせ等）

第9条 本件合併後に発生した住民等からの質問等については、原則、甲が対応する。

（会計処理）

第10条 甲は、（元号）〇〇年度の事業報告および収支決算を作成し、本件合併後の新体制により、会計監査および会員からの承認行為を実施する。

2 乙は、（元号）〇〇年度の開始日から合併前日までの期間をもって事業報告および収支決算を作成し、本件合併後の新体制により、会計監査および会員からの承認行為を実施する。

（合併の決定）

第11条 本件合併の最終決定は、甲および乙によるそれぞれの総会等の実施により会員の承認行為をもって決定する。なお、総会等の開催時期は、（元号）〇〇年〇〇月末までに開催することを目途とする。

（解除）

第12条 本件合併が成立に至らなかった場合は、本合意書を解除する。ただし、甲乙協議のうえ、合併条件を変更した場合は、その限りではない。

（補則）

第13条 本合意書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本件合併の趣旨に則り、必要に応じて甲乙協議し、これを定める。

本合意を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

（元号）〇〇年（〇〇〇〇年） 月 日

甲 自治会 会長

乙 自治会 会長